

府中町立府中小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月 11 日

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）

これらいじめの定義を受け、いじめ防止のための本校の基本姿勢として、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止のための基本姿勢として次の5つのポイントをあげる。

＜基本姿勢としての5つのポイント＞

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめている児童に対しては、毅然とした粘り強い指導を行う。
- いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- 学級活動、学年での取組、縦割り活動等を通して人間関係形成能力を培い、自分という存在に自信をもち自己肯定感を育む。
- 道徳教育の一層の充実を図る。
- 一人一人を大切にし、「分かった、できた」という授業づくりを進めていく。
- 校内研修でいじめ防止につながる研修を行い、教職員の生徒指導力の向上を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- 学期に1度、いじめ・体罰アンケートや個別面談による情報収集を行う。
- いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止委員会を中心に対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、教育相談員、養護教諭等と連携を取りながら指導を行っていく。
- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- いじめ防止委員会

〈委員〉 校長、第1教頭、第2教頭、生徒指導主事、養護教諭、総括学年主任

- 〈活動〉
- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組に関すること。
 - (2) いじめの状況把握及び分析に関すること。
 - (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援に関すること。
 - (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援に関すること。
 - (5) いじめを行った児童に対する指導に関すること。
 - (6) いじめを行った児童の保護者に対する指導に関すること。
 - (7) 専門的な知識を有する者等との連携に関すること。
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

〈開催〉 委員長が必要と認める時及び、いじめ体罰アンケート実施後に行う。

5 教育委員会や関係機関等との連携

いじめ問題が生じたときは臨時の「いじめ防止委員会」を開き、組織としての方針を打ち出し対応する。方針に基づいて家庭俱密接に連携を図り、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。そして、府中町教育委員会に報告し、「府中町いじめ問題対策連絡協議会」と連携する。さらに、法に抵触すると考えられる場合は、広島東警察署へ通報し連携を図る。

6 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、府中町教育委員会に速やかに報告するとともに、いじめ防止委員会が中心となり、事実関係を明確にするための調査を実施する。そして、調査結果については、府中町教育委員会に速やかに報告する。また、「府中町いじめ問題対策連絡協議会」と連携する。さらに、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。